

1 PTAの目的と願い

(1)PTAの目的

PTAは、「子どもの健全な育成を図る」ことを目的とし、保護者と教員とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、会員相互が学び合い、活動を行う社会教育関係団体です。



(2)子どもの健やかな成長のために

次代の社会を担う青少年が、たくましく心豊かに成長することは、保護者はもとより、県民すべての願いでもあります。

しかしながら、社会が急激に変化する中、子どもたちは、お互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、連帯意識を培う場や生活体験、自然体験の場が不足するなど、家庭や地域における子どもの健やかな成長に新たな課題が生じてきています。

また、「いじめ」「児童虐待」など、子どもたちの伸び伸びと心豊かに成長するという基本的な権利が、著しく侵害されている状況もあります。

こうしたことは、単に子ども自身の問題ではなく、私たち大人が社会の問題として捉え、改めて現状を見つめ直す必要があります。

教育基本法では、第10条に「家庭教育」について、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定しています。

「家庭教育は全ての教育の出発点」と言われます。社会総がかりで子どもの育ちを支える必要性が高まりつつある今、PTAが果たす役割はますます重要になってきています。保護者同士、あるいは子どもとのつながりを深め、その中で学び合うことが大切であり、また、家庭・地域・学校を結ぶパイプ役として、積極的に行動することなどが期待されています。

PTA活動の一層の充実と発展のため、コロナ禍の中で得た知識や経験をいかすとともに、さらにこの冊子をご活用いただければ幸いです。